

第6回検討会開催にあたっての意見

令和3年11月18日

一般社団法人 日本食品添加物協会

上田 要一

食品添加物に係る無添加、不使用等の表示の氾濫が、食品添加物が使用されている食品の安全性に対する不安を助長しております。本検討会により、消費者の方々に対する誤認の広がりが適切に制限されるよう、以下、意見を提出します。

1. 食品事業者全体の意向も踏まえたガイドラインの策定と運用を目指すべき

食品事業者のなかには、積極的に不使用表示を行っている事業者以外に、①食品添加物の使用が必要な商品を取り扱っている事業者、②食品添加物も活用し、消費者にとってより価値のある高品質製品の提供を目指している事業者、③法令（食品表示基準第3条、第9条、Q&A（加工—90）、食品表示法以外の法令）を厳格に解釈、順守して不使用表示を行っていない事業者、そして、④食品添加物についての消費者の誤認や不安の助長を避けるために不使用表示を自粛している事業者 がおります。

消費者の方々の誤認の防止を目指すことに加え、①～④に該当する事業者の意向も踏まえた、公正なガイドラインの策定と運用を目指すべきと考えます。

2. 消費者庁から示された今回のガイドラインの構成案に賛成する

「食品添加物表示制度に関する検討会」の議論の際に、消費者庁より、「通知レベルの「無添加・不使用表示の在り方の指針」を策定することにより、第9条の解釈も明確になり、公正競争規約への波及も期待できる」との選択肢が示され、委員の賛同を得ました。第9条へ直ちに該当するか否かだけでなく、不使用表示の在り方について幅広く網羅することが可能な、2部構成からなる今回のガイドライン構成案はそれに沿ったものであり、基本的に賛成します。

3. 人工、合成、化学を冠した用語を用いた不使用表示は表示禁止事項に該当する

従来より、食品添加物については、「いずれの場合においても天然又はこれに

類する表現の使用は認められない。」との規定があり、このような表現の使用は禁止されております。人工甘味料、合成着色料、化学調味料、及びこれらに類する表現の使用は食品衛生法と齟齬があると考えられ、第9条の禁止事項に該当すると思われます。

また、人工甘味料、合成着色料、化学調味料に類する表現を使用した不使用表示を行ったうえで、一括表示において「甘味料」、「着色料」の用途名や「調味料」の一括名が用いられている場合は、消費者の著しい誤認につながると考えます。

4. 国際動向も踏まえ、消費者の誤認を防止するため、「食品を加工して得られる代替原材料を用いた場合の不使用表示」の制限をガイドラインに盛り込むべき

うま味調味料等のアミノ酸、核酸の代替物として用いられている蛋白加水分解物と酵母エキスは「調味料」と同一の成分を含有し、同じ機能を有するが、消費者の方々にはその組成も製法も分からず、「調味料不使用」等の表示をした場合には内容物の誤認につながると考えます。製パン用の乳化剤やイーストフードの代替として、酵素処理して得た油脂・タンパク性食品素材や高濃度の無機物を含有する素材を使用した場合も、同様に誤認につながると考えます。

コーデックスガイドラインにおいて、「同一機能の代替物が使用されている場合、同程度に強調されている場合を除いて不使用表示を行ってはならない」と規定されております。

近年、欧米では、食品添加物の不使用表示を行うことを目的として食品に加工を施すことにより開発された食品添加物の代替原料を使用することが、食品添加物制度上の問題につながるおそれがあるほか、消費者の誤認を招くとして、警告が発せられるとともに、表示が規制されております。

5. 現在の Q&A(加工—90)と整合性を図るべき

食品表示基準の第3条および第9条の運用にあたっての考えが示されているQ&A(加工—90)の骨子を確実にガイドラインに反映させるべきと考えます。

6. 食品添加物の使用目的や使用基準と矛盾する、あるいは非論理的、非科学的な文章が不使用表示と併記されている場合をガイドラインに盛り込むべき

例えば、着色料について不使用表示をする際に、「着色料を使用していないので、色合いがばらつく場合があります」、「着色料を使用していないので、変色する場合があります」といった表示が見かけられます。製品の色合いがばらつく原因

は原材料の色調がばらつくことによるもので、また変色する原因は酸化劣化反応等によるものであり、いずれも着色料不使用が原因ではありません。

7. コーデックスを参照し、栄養成分表示に関する Q&A(加工—232)等を改定すべき

第3回検討会で意見したように、「ナトリウム塩と糖類以外であっても事実であれば不使用表示は問題ない」とする栄養成分表示関係の Q&A(加工—232)は、「ナトリウム塩と糖類以外の物質については不使用表示は望ましくない」とのコーデックスの考え方と齟齬があること、及び「食品添加物を対象とした不使用表示についても問題ない」との誤解に繋がっていることから、Q&A(加工—232)、及び他の関連する Q&A を見直すべきと考えます。

なお、これらの Q&A では、「無添加」という用語が頻繁に用いられています。食品添加物との誤認を防止するため、「不使用」等に変更すべきと考えます。

以上